

平成20年 1月29日

保護者の皆様へ

岩倉市立南部中学校長

土 井 謙 次

「救急法の授業」のご案内

拝 啓

寒冷の候、皆様におかれましてはますます健勝のこととお喜び申し上げます。日頃は、本校の教育活動にご支援・ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、各公共施設をはじめ人が集まる場所の多くに自動体外式除細動器（AED）が設置されていることをご存知の方も多いと思います。救命救急に関する法律が変わり、平成16年7月から一般市民もAEDを使えるようになり、本校にも一昨年度から保健室前に設置されました。

万が一誰かに心臓が停止するような事態が発生した場合、周囲の人がAEDで電気ショックを与えることで、その人の命を救える可能性は飛躍的に増えると言われています。現に、愛知万博ではAEDを多数配置し、これによって助かった人が少なからずいるという記録があります。

このAEDに関する知識をできるだけ多くの人に知ってもらうため、本校でも昨年度に引き続き、保健体育の時間に2年生で「救急法の授業」を実施いたします。

全校の保護者の皆様にもぜひご参観いただければと考え、ご案内させていただきます。

敬 具

記

1 期 日	平成20年1月31日（木）	2時限（3・4組男子）	9：45～10：35
		3時限（1・2組男子）	10：45～11：35
	2月 7日（木）	2時限（1・2組女子）	9：45～10：35
		3時限（3・4組女子）	10：45～11：35

※ それぞれ、同じ内容で授業を実施します。ご都合のよい時間にお越しください。

2 場 所 本校武道館

機器の概要

—Wikipedia「自動体外除細動器」より抜粋

3 講 師 岩倉市消防署の方

実際にAEDを一般市民が使うケースは非常に多いと考えられる。日本では救急車が現場到着するまで6分強を要するが、心室細動の場合、一刻も早く電気的除細動を施行することが必要とされており、6分も待つ余裕は全くない。救急車の到着以前にAEDを使用した場合には、救急隊員が駆けつけてから使用するよりも救命率が数倍高いことが明らかになっている。こうしたことから、AEDをなるべく多く配置し、一人でも多くの住民がAEDに関する知識を有することが非常に重要だとされている。